



## 平成 29 年度国民健康保険税改定のお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎0537⑧1171

### ●国民健康保険税の課税限度額を見直しました。

国の税制改正により、国民健康保険税の医療給付費分および後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられました。

課税限度額			
区分	改定前	改定後	増減
医療給付費分	52万円	54万円	2万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円	2万円
介護納付金分	16万円	16万円	—
課税限度額合計	85万円	89万円	4万円



### ●軽減対象世帯を拡大するため軽減判定所得基準額を見直しました。

世帯主と国保被保険者および特定同一世帯所属者(※)の前年総所得金額などの合計が下記金額以下の世帯については、国民健康保険税の均等割と平等割が定められた割合で軽減されます。

均等割・・・国保被保険者数×均等割額 平等割・・・1世帯に対する金額

軽減措置改定			
区分	改定前	改定後	改定箇所
5割	33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	26.5万円 → 27万円
2割	33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	48万円 → 49万円

※特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人



## 人間ドック・脳ドックを助成します

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎0537⑧1171

市国民健康保険に1年以上加入し、国民健康保険税に未納がない世帯の人は助成を受けられます。

人間ドック受診費用は2万円、脳ドックは1万円を助成します。

指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立御前崎総合病院</li> <li>・笠南医療センター(人間ドックのみ)</li> <li>・榛原総合病院</li> <li>・菊川市立総合病院</li> <li>・中東遠総合医療センター</li> <li>・聖隷健康診断センター(浜松市中区住吉)</li> <li>・聖隷予防検診センター(浜松市北区三方原)</li> <li>・総合健診センター(ヘルスポート)</li> </ul>
申込期間	平成30年1月19日(金)まで(土・日・祝日・年末年始を除く) 保険証と認め印を持参のうえ、市民課または御前崎支所でお申し込みください。
受診期間	平成30年1月31日(水)まで
対象者	受診日において、市国民健康保険に1年以上加入しており、国民健康保険税に未納がない世帯。脳ドックについては、平成29年度の特定健診や人間ドックを受けている人、または人間ドックと同時に受ける人。

【注意】・聖隷健康診断センター、聖隷予防検診センターでは土曜日にも受診できる日があります。

- ・人間ドックの助成を受けた後、特定健診を受けた場合は全額自費となります。
- ・特定健診受診後に、人間ドックの助成を受けることはできません。